

「石油コンビナート等の消火用屋外給水施設における合成樹脂配管の使用に関する検討会」

開催要綱（案）

（目的）

第1条 特定事業者に設置が義務付けられている消火用屋外給水施設において合成樹脂配管を使用する場合の課題等の検討を行うため、「石油コンビナート等の消火用屋外給水施設における合成樹脂配管の使用に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

（検討事項）

第2条 検討会は、概ね次の事項について検討を行う。

- （1）石油コンビナート等の消火用屋外給水施設に合成樹脂配管を使用する場合の課題と対策
- （2）合成樹脂配管の点検基準等のあり方
- （3）その他

（検討会）

第3条 検討会の委員は、学識経験者、消防機関の職員、関係団体を代表する者等のうちから、前条各号に掲げる検討事項の内容に応じて、消防庁特殊災害室長が委嘱する。

2 検討会に座長を置く。座長は検討会の委員の互選によってこれを選出する。

3 座長は、検討会を主宰する。また、座長に事故がある時は、座長の指名する者がその職務を代理する。

4 座長及び委員は、必要に応じ、検討会に「オブザーバー」として関係者の出席を依頼し、意見等を求めることができる。

5 検討会は原則公開・公表とする。なお、特段の理由がある場合には、委員の過半数の賛成で非公開とすることができる。

6 検討会には、必要に応じ分科会等を置くことができる。分科会等の委員は検討会の委員の中から座長が指名する。

7 分科会等に分科会長を置き、座長の指名する委員をもって充てる。

8 分科会等の運営に際しては第4項、第5項の規定を準用する。

9 検討会及び分科会等は、審議の必要に応じて外部の有識者等に意見を求めることができる。

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成27年3月31日までとする。

（庶務）

第5条 検討会の庶務は、消防庁特殊災害室が処理する。

2 第3条第6項に掲げる分科会等の庶務は、消防庁特殊災害室が処理する。

（補則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は座長が、分科会等の運営に関し必要な事項は当該分科会等の分科会長が、これを定める。

2 検討会、分科会等には、その委員の代理者の出席を認める。

附則 この要綱は、平成26年●月●日から実施する。